平成２２年（フ）第７３号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲845番地
債務者　本田眞由美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第８１号
熊本県荒尾市荒尾2133番地９
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２６８９号
愛媛県今治市桜井団地５丁目１番地１　桜井団地第１団地１種３号
債務者　谷川ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８号
松江市東津田町823番地１　サンフラワーＭ102号
債務者　藤井　寛子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５９号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原75番地588
債務者　赤石良次郎
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
青森市大字三内字稲元110番地４
債務者　武田　圭介
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
福島県双葉郡大熊町大字熊字旭台420番地22、前住所福島県南相馬市原町区南町１丁目127番地の３
債務者　佐々木志乃（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５６５号
和歌山市東長町２丁目50番地
債務者　岡田　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７４２２号
大阪府東大阪市花園本町２丁目15番10―414号
債務者　野口　幸治
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８号
川崎市多摩区長尾４丁目14番８―304号
債務者　加賀谷敏明
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
川崎市多摩区長尾４丁目14番８―304号
債務者　加賀谷直子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８３号
愛知県岡崎市井田町字荒居102番地
債務者　鈴木　裕文
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１２４号
横浜市瀬谷区本郷３丁目17番地１　コスモハイツＡ101
債務者　青木　敏彦
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９０号
神奈川県茅ヶ崎市松林１丁目１番22号　ウインダムヒルズ102
債務者　吉岡　正義
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３２７号
横浜市南区浦舟町２丁目20番地10　アルカス阪東橋マンション502
債務者　浜元　直人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２０号
神奈川県藤沢市辻堂６丁目12番18号　Ｋ＆Ｔハイツ105、住民票上の住所茨城県常陸大宮市上小瀬3060番地の３
債務者　関谷　喜幸
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部